

Z-67-F 消費税法〔第一問〕一解答一

〔第一問〕－50点－

問1 (30点)

(1)について (8点)

特定資産の譲渡等 ①

事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。

電気通信利用役務の提供 ③

資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話等の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。

事業者向け電気通信利用役務の提供 ②

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。

特定役務の提供 ①

資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供をいう。

資産の譲渡等 ①

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（資産の譲渡等に類する行為を含む。）をいう。

(2)について (14点)

適用関係 ③

これまで、インターネットを介して行われる電子書籍・映画・音楽・広告の配信等は、国内から行われるものは消費税の課税対象となることに対して、国外から行われるものは、国外取引として消費税の課税対象とならなかった。

このことが、国内外の事業者間の競争条件に影響を与えている等の指摘があったことから、これらの役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置づけ、国内・国外いずれから行われるものであっても消費税の課税対象となることとなった。

なお、国外から行われる「電気通信利用役務の提供」については、日本に拠点のない事業者が行うことが想定されるため、課税対象となる取引の申告納税義務者を「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた国内事業者とする「リバースチャージ方式」が導入されることとなった。

また、国外事業者である俳優・音楽家・その他の芸能人・職業運動家（外国人タレント等）が来日して行う役務の提供（コンサートや舞台への出演・野球等のスポーツイベント等への出場等：「特定役務の提供」）については、その役務の提供が国内において行われていることから消費税の課税対象とされていた。

しかし、このような外国人タレント等は、一般的に短期間で帰国するため、適切な申告納税を求めることに限界があった。一方、外国人タレント等に報酬を支払う日本の興行主等においては、その支払いが課税仕入れに該当し、仕入税額控除の適用を受けていた。

このような、外国人タレント等による納税なき、日本の興行主等における仕入税額控除の適用という問題の解決策として、「特定役務の提供」を受けた日本の興行主等に対して「リバースチャージ方式」を導入し、申告納税義務者とする事となった。

納税義務者 ①

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき、消費税を納める義務がある。

納税義務の成立の時期 ①

国内取引の場合には、課税資産の譲渡や貸付け及び役務の提供や特定課税仕入れをした時に消費税の納税義務が成立する。

根拠

《課税の対象》 ①

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。）には、消費税を課する。

《取引の国内外判定》

資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定

(1) 資産の譲渡又は貸付け

その譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所（船舶等の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、一定の場所）が国内にあるかどうかにより行うものとする。

(2) 役務の提供

その役務の提供が行われた場所（国際運輸等の役務の提供でその役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして一定のものである場合には、一定の場所）が国内にあるかどうかにより行うものとする。

(3) 電気通信利用役務の提供 ①

その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、一定のものである場合には、一定の場所とする。

(4) 特定仕入れ ①

その特定仕入れを行った事業者が、その特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、上記(2)又は(3)に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

《申告納税義務者》

(1) 原則

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。）につき、消費税を納める義務がある。

(2) 特定仕入れを行った者の実質判定

法律上特定仕入れを行ったとみられる者が単なる名義人であって、その特定仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、その特定仕入れは、その対価を支払うべき者が行ったものとして、消費税法の規定を適用する。

《課税標準》

(1) 原則

課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下同じ。）とする。

この場合における金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額は、その物若しくは権利を取得し、又はその利益を享受する時における価額とする。

(2) 特定課税仕入れ ①

特定課税仕入れに係る支払対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）とする。

《仕入税額控除の計算方法について（全額控除の場合）》 ②

その課税期間における課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上である事業者（免税事業者を除く。以下同じ。）が、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の区分に応じそれぞれに定める日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る

消費税額（その課税仕入れに係る支払対価の額に $\frac{6.3}{108}$ を乗じて算出した金額をいう。以下同じ。）、

その課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額（その特定課税仕入れに係る支払対価の額に6.3%を乗じて算出した金額をいう。以下同じ。）及びその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律等の規定により消費税が免除されるものを除く。以下同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（「課税仕入れ等の税額」といい、附帯税相当額を除く。以下同じ。）の合計額を控除する。

(1) 国内において課税仕入れを行った場合

その課税仕入れを行った日

(2) 国内において特定課税仕入れを行った場合

その特定課税仕入れを行った日

(3) 保税地域から引き取る課税貨物につき一般申告書を提出した場合

その申告に係る一般申告課税貨物を引き取った日

(4) 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書を提出した場合（特例申告に関する決定があった場合を含む。）

その特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日

《事業者免税点制度の適用について》 ①

基準期間における課税売上高の計算は、基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額とし、課税資産の譲渡等からは特定資産の譲渡等を除く。

《課税売上割合の計算について》 ①

資産の譲渡等及び課税資産の譲渡等からは特定資産の譲渡等を除く。

《特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還等を受けた場合について》 ①

特定課税仕入れに係る支払対価の額は、国外事業者においては6.3%課税取引となる。しかし、実際にこの金額を申告納税に関係させるのは、リバースチャージ方式においては、国内事業者となる。

また、この国内事業者は、当該金額を特定課税仕入れとして、仕入税額控除の計算にも関係させている。

したがって、特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還等を受けた場合は、その返還等を受けた金額に6.3%を乗じて算出した金額と国内課税仕入れに係る返還等に係る消費税額との合計額を、その課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除することとなる。

また、当該返還等を受けた金額は、6.3%課税取引に係る売上げに係る対価の返還等をしたものにも該当する。

したがって、国内において行った6.3%課税取引に係る売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額と特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還等を受けた金額に6.3%を乗じて算出した金額との合計額を、控除税額小計における、売上返還等対価に係る消費税額に記入することとなる。なお、特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還等を受けた場合には、帳簿の保存という適用要件がある。これは、特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還等を受ければ、控除税額小計における、売上返還等対価に係る消費税額として課税標準額に対する消費税額が減ることとなるため、適用要件がある。

(3)について (8点)

課税事業者でかつ国外事業者である外国法人の国内支店が、国外事業者（非居住者である個人事業者・外国法人（国内に事務所等を有する外国法人を含む。））から、事業者向け電気通信利用役務の提供を受ける場合において、国内で行う資産の譲渡等にだけ対応する事業者向け電気通信利用役務の提供を、国内取引としての課税対象として、課税事業者でかつ国外事業者である外国法人がリバースチャージ方式を行うこととする。 ③

理由

資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）が国内において行われたかどうかの判定は、電気通信利用役務の提供の場合、その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。ただし、下記のような一定のものである場合には、一定の場所とする。

他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供である場合の例外として、国外事業者が恒久的施設で行うもののうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。 ⑤

問2 (20点)

(1)について (5点)

(選択欄) 正 ・ 誤 ②

(理由)

課税資産の譲渡等の定義 ①

資産の譲渡等のうち、消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

非課税資産の譲渡等の定義 ①

国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け、その他一定のものには、消費税を課さない。

資産の譲渡等 ①

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（資産の譲渡等に類する行為を含む。）をいう。

「課税資産の譲渡等」とは、「資産の譲渡等のうち消費税を課さないこととされるもの（非課税取引）以外のものをいう」。そして、「非課税取引」とは、「国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第1に掲げるもの」とされる。

それであれば、国外において行われる資産の譲渡等（国外取引）は、「非課税取引（非課税資産の譲渡等）」には入らない。

したがって、国外において行われる資産の譲渡等（国外取引）は、「課税取引（課税資産の譲渡等）」となる。

(2)について (5点)

(選択欄) 正 ② ・ 誤

(理由)

外国貨物の定義 ①

輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

輸出免税等 ②

事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。以下同じ。）のうち、本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け、外国貨物の譲渡又は貸付け、その他一定のものについては、消費税を免除する。

(3)について (5点)

(選択欄) 正 ・ 誤 ②

(理由)

その課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又はその課税期間における課税売上割合が95%未満のときは、控除する課税仕入れ等の税額の合計額は、全額控除にかかわらず、一定の区分に応じそれぞれに定める方法により計算した金額とする。その場合における個別対応方式とは、《個別対応方式》

その課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びにその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、その他の資産の譲渡等にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合

(イ)の金額に(ロ)の金額を加算する方法

(イ) 課税資産の譲渡等にものみ要する課税仕入れ等の税額の合計額

(ロ) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額 ③

(4)について (5点)

(選択欄) 正 ・ 誤 ②

(理由)

事業者(免税事業者を除く。)は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2月以内に、一定の事項を記載した申告書(以下「確定申告書」という。)を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等及び輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。)及び特定課税仕入れがなく、かつ、差引税額がない課税期間については、この限りでない。

なお、個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限は、その年の翌年3月31日とする。 ③

Z-67-F 消費税法〔第二問〕一解 答一

【第二問】 - 50点 -
問1 - 20点 -

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	49,575,908 円 2	[納税義務の有無の判定] $54,113,180 \times \frac{100}{108} - 571,200 \times \frac{100}{108} = 49,575,908$ $49,575,908 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$
簡易課税制度の適用の有無	㊦ ・ 無 2 いずれかに○を付けること	[簡易課税制度の適用の有無の判定] $49,575,908 \leq 50,000,000 \quad \therefore \text{簡易課税制度適用あり}$

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 標 準 額	56,356,000 円	[課税標準額の計算] $1,568,890 + 6,122,090 + (489,777) + 2,230,000 + (178,400)$ $+ 4,500,000 \times 2 + 42,385,410 + (3,390,811) = 60,865,378$ $60,865,378 \times \frac{100}{108} = 56,356,831 \rightarrow 56,356,000$ (千円未満切捨て)
課税標準額に対する消費税額	3,550,428 円 2	[課税標準額に対する消費税額の計算] $56,356,000 \times 6.3\% = 3,550,428$

III 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 売 上 割 合 簡易課税制度の適用有を選択した場合には記載の必要はない	円 _____	[課税仕入れ等の税額の計算] 各事業の課税売上高
控除対象仕入税額	1,952,712 円	第一種事業 $1,568,890 \times \frac{100}{108} = 1,452,675$ 第二種事業 $6,122,090 + (489,777) + 2,230,000 + (178,400) = 9,020,267$ $857,340 + (68,588) = 925,928$ $9,020,267 \times \frac{100}{108} - 925,928 \times \frac{100}{108} = 7,494,759$ 第四種事業 $4,500,000 \times \frac{100}{108} = 4,166,666$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>第五種事業</p> $42,385,410 + (3,390,811) = 45,776,221$ $45,776,221 \times \frac{100}{108} = 42,385,389$ <p>合計</p> $1,452,675 + 7,494,759 + 4,166,666 + 42,385,389 = 55,499,489$ <p>各事業の売上割合</p> <p>第一種事業 $1,452,675 \div 55,499,489 = 0.0261\dots$</p> <p>第二種事業 $7,494,759 \div 55,499,489 = 0.1350\dots$</p> <p>第四種事業 $4,166,666 \div 55,499,489 = 0.0750\dots$</p> <p>第五種事業 $42,385,389 \div 55,499,489 = 0.7637\dots$</p> <p>第五種事業の割合が 75%以上であるため、原則法によるみなし仕入率のほか、特例法によるみなし仕入率（第五種事業によるもの、第一種事業と第五種事業の組合せによるもの、第二種事業と第五種事業の組合せによるもの、第四種事業と第五種事業の組合せによるもの）により計算することができる。</p> <p>みなし仕入率</p> <p>各事業に係る消費税額</p> <p>第一種事業</p> $1,568,890 \times \frac{6.3}{108} = 91,518 \text{ [2]}$ <p>第二種事業</p> $9,020,267 \times \frac{6.3}{108} - 925,928 \times \frac{6.3}{108} = 472,170$ <p>第四種事業</p> $4,500,000 \times \frac{6.3}{108} = 262,499 \text{ (262,500 も可)}$ <p>第五種事業</p> $45,776,221 \times \frac{6.3}{108} = 2,670,279$ <p>合計</p> $91,518 + 472,170 + 262,499 \text{ (262,500 も可)} + 2,670,279 = 3,496,466 \text{ (3,496,467 も可)}$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>原則法</p> $\frac{91,518 \times 90\% + 472,170 \times 80\% + 262,499 \text{ (262,500も可)} \times 60\% + 2,670,279 \times 50\%}{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)}}$ $= \frac{1,952,740 \text{ (1,952,741も可)}}{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)}} = 0.5584\cdots$ <p>特例法</p> <p>第五種事業によるもの</p> <p>0.5 (50%) 2</p> <p>第一種事業と第五種事業の組合せによるもの</p> $\frac{91,518 \times 90\% + \{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)} - 91,518\} \times 50\%}{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)}}$ $= 0.5104\cdots$ <p>第二種事業と第五種事業の組合せによるもの</p> $\frac{472,170 \times 80\% + \{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)} - 472,170\} \times 50\%}{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)}}$ $= 0.5405\cdots$ <p>第四種事業と第五種事業の組合せによるもの</p> $\frac{262,499 \text{ (262,500も可)} \times 60\% + \{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)} - 262,499 \text{ (262,500も可)}\} \times 50\%}{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)}}$ $= 0.5075\cdots$ <p>比較</p> <p>原則法のみなし仕入率が最も大きい</p> $\therefore \frac{1,952,740 \text{ (1,952,741も可)}}{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)}} = 0.5584\cdots$ <p>控除対象仕入税額</p> $3,550,428 - 54,012 = 3,496,416$ $3,496,416 \times \frac{1,952,740 \text{ (1,952,741も可)}}{3,496,466 \text{ (3,496,467も可)}} = 1,952,712$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
売上げの返還等対価に係る税額	54,012 円 2	[売上げの返還等対価に係る消費税額の計算] $\{857,340 + (68,588)\} \times \frac{6.3}{108} = 54,012$
貸倒れに係る税額	9,135 円 2	[貸倒れに係る消費税額の計算] $156,600 \times \frac{6.3}{108} = 9,135$
控除税額小計	2,015,859 円	[控除税額小計の計算] $1,952,712 + 54,012 + 9,135 = 2,015,859$

Ⅳ 差引税額納又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	1,534,500 円	[差引税額納又は控除不足還付税額の計算] 差引税額 $3,550,428 - 2,015,859 = 1,534,569 \rightarrow 1,534,500$ (百円未満切捨て)
控除不足還付税額	円	

Ⅴ 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中 間 納 付 税 額	266,800 円 2	[中間納付税額の計算] 1 月中間申告 $\frac{533,700}{12} = 44,475 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{不要}$ 3 月中間申告 $\frac{533,700}{12} \times 3 = 133,425 \leq 1,000,000 \quad \therefore \text{不要}$ 6 月中間申告 $\frac{533,700}{12} \times 6 = 266,850 > 240,000 \quad \therefore \text{必要}$ 中間納付税額 266,800 (百円未満切捨て)

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	1,267,700 円 2	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] 納付税額 $1,534,500 - 266,800 = 1,267,700$
中間納付還付税額	円	

問2-30点-

I 納税義務の有無の判定及び簡易課税制度の適用の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間の課税売上高	49,429,813 円 2	[納税義務の有無の判定] $\{ (23,097,032 - 2,200) - 442,000 \} + \{ (29,438,040 - 2,500) \times \frac{100}{108} - 516,400 \times \frac{100}{108} \} = 49,429,813$ $49,429,813 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$
簡易課税制度の適用の有無	有・無 いずれかに○を付けること 2	[簡易課税制度の適用の有無の判定] $49,429,813 \leq 50,000,000$ しかし、前課税期間が、新設法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に該当しているため、前課税期間において提出された簡易課税制度選択届出書は、提出がなかったものとみなされる。 したがって、当課税期間において簡易課税制度の適用は無い。

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 標 準 額	95,129,000 円 2	[課税標準額の計算] $88,200,000 + 13,564,000 + 976,000 = 102,740,000$ $102,740,000 \times \frac{100}{108} = 95,129,629 \rightarrow 95,129,000 \text{ (千円未満切捨て)}$
課税標準額に対する消費税額	5,993,127 円 2	[課税標準額に対する消費税額の計算] $95,129,000 \times 6.3\% = 5,993,127$

III 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 売 上 割 合 簡易課税制度の適用有を選択した場合には記載の必要はない	円 $\frac{107,356,370}{115,773,138}$	[課税仕入れ等の税額の計算] 6.3%取引 $95,129,629 - 3,250,000 \times \frac{100}{108} = 92,120,370$
控除対象仕入税額	4,856,323 円	輸出免税取引 15,236,000 2 非課税取引 $(14,200 + 2,515 + 53) \times 2 + 6,200,000 + 2,200,000 = 8,416,768$ 課税売上割合 $\frac{92,120,370 + 15,236,000}{115,773,138 + 8,416,768} = \frac{107,356,370}{115,773,138} = 0.9272\cdots < 95\%$ $\therefore \text{按分計算必要}$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		(1)課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額の計算 国内分 $22,790,476 + 15,810,501 + 1,440,000 + 311,941 \times 2$ $+ (126,000 - 400) \times 2 + 536,570 + 357,500 + 2,200,000 + 126,000$ $+ 16,816,371 = 60,514,959$ $60,514,959 \times \frac{6.3}{108} = 3,530,039$ 輸入 $707,000 + 16,200 = 723,200 \times 2$ (2)その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等の税額の合計額の計算 $120,000 \times 2 \times \frac{6.3}{108} = 6,999$ (7,000 も可) (3)課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額の計算 $(3,719,344 - 520,000) \times 2 + 1,044,700 + (1,114,000 - 70,000) \times 2$ $+ 1,253,400 + 1,224,212 + 1,250,000 + 960,000 + 1,173,500$ $= 11,149,156$ $11,149,156 \times \frac{6.3}{108} = 650,367$ (4)個別対応方式による課税仕入れ等の税額の合計額の計算 $(3,530,039 + 723,200) + 650,367 \times \frac{107,356,370}{115,773,138} = 4,856,323$ (5)一括比例配分方式による課税仕入れ等の税額の合計額 $\{ (60,514,959 + 120,000 + 11,149,156) \times \frac{6.3}{108} + 723,200 \} \times \frac{107,356,370}{115,773,138}$ $= 4,553,602 \times 2$ (6)比較 個別対応方式 > 一括比例配分方式 ∴ 4,856,323

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
売上げの返還等対価に係る税額	189,583 円 $\times 2$	[売上げの返還等対価に係る消費税額の計算] $3,250,000 \times \frac{6.3}{108} = 189,583$
貸倒れに係る税額	0 円	[貸倒れに係る消費税額の計算] 免税事業者時の 6.3%課税取引に係る貸倒れのため税額控除の適用なし
控除税額小計	5,045,906 円	[控除税額小計の計算] $4,856,323 + 189,583 = 5,045,906$

IV 差引税額納又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	947,200 円	[差引税額納又は控除不足還付税額の計算] 差引税額 5,993,127 - 5,045,906 = 947,221 → 947,200 (百円未満切捨て)
控 除 不 足 還 付 税 額	円	

V 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	298,300 円	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] 納付税額 947,200 - 648,900 2 = 298,300
中 間 納 付 還 付 税 額	円	

消費税法【総評】

〔第一問〕

問 1

問 1 に対する配点が不明ではあるが、30 点の配点とした。

(1)については、個別理論が暗記できていれば確実に得点につながると考える。

(2)については、どこまで解答すれば良いのか判断を迷うところである。個別理論が暗記できているのであれば、根拠となる規定を厚く解答することにより、得点につながると考える。

(3)については、今年の改正論点が出題されたのであるが、気が付けたかどうか難しいところであると考ええる。

ボーダーラインは 16 点/30 点、合格確実ラインは 20 点/30 点であると考ええる。

問 2

問 2 に対する配点が不明ではあるが、20 点の配点とした。

正誤については、問題文をしっかりと読めば正解を得られるものであると考ええる。

理由については、全体として基本の個別理論をできるだけ解答することで得点につなげて欲しい。

ボーダーラインは 14 点/20 点、合格確実ラインは 18 点/20 点であると考ええる。

以上、理論のボーダーラインは 30 点/50 点、合格確実ラインは 38 点/50 点であると考ええる。

〔第二問〕

総合計算問題が 2 題出題され、かなりのボリュームを感じたことと思う。

問 1 及び問 2 に対する配点が不明ではあるが、問 1 を 20 点、問 2 を 30 点の配点とした。

問 1：当課税期間から税抜経理処理に変更しているが、消費税の納付税額を計算する際は、仮受消費税等及び仮払消費税等を本体金額に合わせて税込金額として、通常の方法により納付税額の計算を行うこととなる。

また、控除対象仕入税額の計算方法が簡易課税制度によるものとなったが、負担付き贈与による店舗建物の譲渡の他は、正解が得られる状況であると考ええる。

問 2：前課税期間が、新設法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に該当しているため、前課税期間において提出された簡易課税制度選択届出書は、提出がなかったものとみなされる。したがって、当課税期間において簡易課税制度の適用は無いこととなる。

2 題とも簡易課税制度による計算にはならないであろうと読んで、原則課税により計算をすれば、部分点（計算過程における得点）を稼げると考える。

問 1：ボーダーラインは 18 点/20 点、合格確実ラインは 20 点/20 点

問 2：ボーダーラインは 20 点/30 点、合格確実ラインは 22 点/30 点

以上、計算のボーダーラインは 38 点/50 点、合格確実ラインは 42 点/50 点であると考ええる。

	ボーダーライン	合格確実ライン	合計
理論	30 点/50 点	38 点/50 点	ボーダーライン：68 点
計算	38 点/50 点	42 点/50 点	合格確実ライン：80 点